

防府市勤労者団体助成金交付要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者団体（以下「団体」という。）に対し、運営経費の一部を勤労者団体助成金（以下「助成金」という。）として助成することにより、勤労者の労働条件の改善及び福利厚生の実を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 市長は、次の各号に掲げる団体に対して、当該団体の運営経費の一部について予算の範囲内で助成する。

- (1) 連合山口県央地域協議会
- (2) 防府地域労働組合総連合
- (3) その他市長が特に必要と認めた団体

(助成金の交付申請及び交付決定)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、防府市勤労者団体助成金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び予算書を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する防府市勤労者団体助成金交付申請書（第1号様式）の提出があったときは、その内容を審査の上、防府市勤労者団体助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第4条 助成金の交付決定を受けた団体は、防府市勤労者団体助成金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第5条 助成金の交付を受けた団体は、市長に当該事業年度の決算書を提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めたときは、団体に対し助成金に関し必要な報告を求め、又は帳簿その他関係書類を調査することができる。

(助成金の交付決定の取り消し)

第6条 市長は、団体が虚偽の申請その他不正行為により助成金の交付を受け

たときは当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、団体に対して期限を定め、交付を受けた助成金の当該取り消しに係る部分の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条第1項関係）

年 月 日

防府市勤労者団体助成金交付申請書

（あて先）防府市長

申請者 住所
氏名

防府市勤労者団体助成金交付要綱第3条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので必要書類を添付して申請します。

※ 添付書類：事業計画書及び今年度予算書

第2号様式（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

防府市勤労者団体助成金交付決定通知書

申請者 様

防府市長 印

年 月 日付で申請のありました助成金について、下記のとおり決定しましたので、防府市勤労者団体助成金交付要綱第3条第2項の規定により、通知します。

記

金 円

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

防府市勤労者団体助成金交付請求書

（あて先）防府市長

申請者 住所
氏名

防府市勤労者団体助成金交付要綱第4条の規定により、年 月 日
付け第 号で決定のあった助成金について下記のとおり請求します。

記

金 円

【振込先】

金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫 農協 漁協 信用組合	本店 支店 支所 出張所
口座種別	1：普通 2：当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		